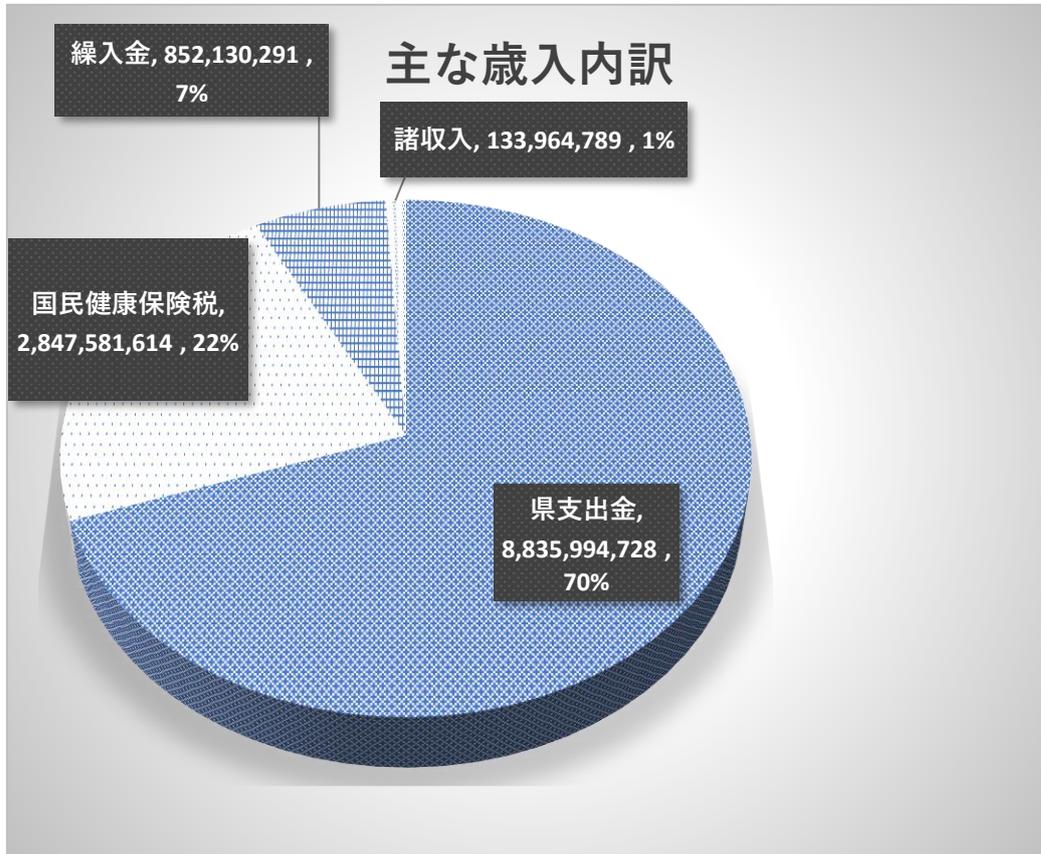


歳入補足説明



主な歳入の内訳は上の円グラフのとおりです。収入の70%を医療給付費に相当する支出金が占めています。次いで被保険者から徴収する国民健康保険税が22%、制度上一般会計からの繰入が認められている繰入金で7%、その他の収入は合わせて1%です。

令和 3 年度決算額、令和 2 年度決算額との増減額、主要な事由について説明します。

5 款 国民健康保険税

決算額 28 億 4,758 万 1,614 円 (△4,715 万 5,939 円)

国民健康保険税については、現年分の収納率は 90.05%→91.49%と増加しましたが、収納額は 686 万 3,567 円減少、滞納繰越分（過年度課税分）の収納率は 23.84%→25.96%と増加しましたが、収納額は 4,029 万 2,372 円減少したことによります。被保険者数の減少傾向から、徴収する元となる調定額自体が減少していることが要因です。

10 款 使用料及び手数料

国民健康保険に加入していた期間の証明書等の手数料です。

決算額 1 万 1,400 円 (+1,500 円)

15 款 国庫支出金

制度改正に係るシステム改修や新型コロナ対策、災害対応で臨時の減免を実施した場合に国から支出される補助金等です。

決算額 747 万 9,000 円 (△1,802 万 9000 円)

令和 2 年度にあったシステム改修補助金 894 万 9,000 円が令和 3 年度はなかったこと、新型コロナの影響で収入が激減した被保険者への国民健康保険税減免措置に係る補助金が減免額の減少に伴い 908 万円減少したためです。

25 款 県支出金

国保広域化に伴い県から支出される普通交付金が大部分を占め、その他各市町村の事情に応じて支出される特別交付金があります。

決算額 88 億 3,599 万 4,728 円 (+2 億 7,090 万 8,620 円)

医療費にあたる保険給付費が前年度より大幅に増加したため、それに伴い普通交付金が 2 億 9,572 万円余り増加したためです。

35款 財産収入

国民健康保険財政調整基金、高額療養費貸付基金を定期預金で運用した利息です。

決算額 6,487 円 (△5,776 円)

37款 寄附金

木更津市ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)により国民健康保険財政調整基金を指定用途として寄附されたものです。

決算額 21 万 7,000 円 (△32 万 5,000 円)

寄附件数が 14 件 54 万 2,000 円から 5 件 21 万 7,000 円に減少したためです。

40款 繰入金

国民健康保険事業に係る職員の人件費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰入が認められている繰入金、財政調整基金からの繰入金等です。

決算額 8 億 5,213 万 0,291 円 (△307 万 1,550 円)

人件費が減少したことによる職員給与等繰入金の減(376 万 6,269 円)等によります。

令和3年度は国保特別会計の収支は黒字でしたので、法定外の決算補填目的の繰入金や財政調整基金を取り崩した繰入金はありませんでした。

45款 繰越金

実績額の減等で過大交付となった国県交付金の返還分等、前年度の歳入のうち用途が明確なため繰越したものです。

決算額 1,751 万 4,186 円 (△685 万 9,775 円)

医療費にあてる普通交付金は3月下旬に医療費支出見込金額で申請し、4月上旬に金額が確定するものですが、過不足があった場合は翌年度の普通交付金の額を増減させて調整しています。

令和元年度は確定医療費が少ない（＝交付金が過大）状態だったため、翌令和2年度の普通交付金はその分減らされるため、医療費支出に対して不足が生じるため、過大交付された金額をそのまま繰越金としたので900万7,849円の歳入がありました。

令和2年度は確定医療費が多かった（交付金が過少）ため、翌令和3年度は普通交付金は過少交付された金額が上乗せで交付されるため、繰越金の計上がなかったこと等によるものです。

50款 諸収入

国民健康保険税の納入が期限に遅れた場合の延滞金、交通事故等加害者が負担すべき医療費に国民健康保険を使用したことに対する賠償金、資格喪失後に国民健康保険を使用したことに対する不当利得返還金等です。

決算額 1億3,396万4,789円（+1,572万388円）

国民健康保険税の延滞金収入が1,944万7,464円増加したこと等によるものです。